

令和6年9月20日

交通安全対策特別交付金の交付決定（令和6年度9月期）

総務省は、令和6年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月20日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

20,479百万円

2 現金交付

令和6年9月27日（金）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：高梨理事官・小野

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

令和6年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	493	473
2 青森	137	66
3 岩手	146	72
4 宮城	165	184
5 秋田	111	54
6 山形	138	68
7 福島	203	97
8 茨城	296	149
9 栃木	204	102
10 群馬	337	168
11 埼玉	648	440
12 千葉	545	357
13 東京	1,306	652
14 神奈川	564	781
15 新潟	162	160
16 富山	108	54
17 石川	114	57
18 福井	71	35
19 山梨	89	44
20 長野	253	121
21 岐阜	181	89
22 静岡	441	470
23 愛知	748	638
24 三重	158	79
25 滋賀	129	65
26 京都	144	176
27 大阪	728	731
28 兵庫	530	423
29 奈良	122	58
30 和歌山	77	36
31 鳥取	52	24
32 島根	72	35
33 岡山	159	164
34 広島	188	191
35 山口	123	61
36 徳島	88	43
37 香川	112	56
38 愛媛	121	60
39 高知	67	31
40 福岡	503	559
41 佐賀	119	59
42 長崎	128	64
43 熊本	126	141
44 大分	126	63
45 宮崎	155	77
46 鹿児島	182	90
47 沖縄	131	63
合計	11,802	8,677

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

